

# 第 250 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

## 1. かすみがうら市農業委員会告示第 3 号

令和 7 年 3 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 3 号をもって、令和 7 年 3 月 10 日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 250 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

## 2. 総会の日時および場所

令和 7 年 3 月 10 日（月） 午後 2 時 00 分開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

## 3. 出席委員

1 番 石塚 洋二	2 番 麻生 登美子	3 番 豊崎 静代	4 番 中山 峰雄
5 番 佐賀 正治	6 番 井坂 孝雄	7 番 齋藤 務	8 番 廣瀬 栄二
9 番 小倉 達也	10 番 宮本 康子	11 番 岡部 正仁	12 番 矢口 明之
13 番 福田 美保	14 番 関 宏幸	15 番 飯田 敬市	

## 4. 欠席委員

なし

## 5. 説明のため出席した者

事務局長 小泉 一司 事務局長補佐 澤田 幸一 主任 長田 千絵美

## 6. 議事録署名委員

11 番 岡部 正仁 12 番 矢口 明之

## 7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について  
報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について  
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について  
議案第6号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第8号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請（一時転用）について  
議案第9号 現況証明願の交付決定について  
議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 3 時 3 分開会

事務局長	<p>只今から、令和7年 第250回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、11番 岡部 正仁委員、12番 矢口 明之委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の長田主任を指名いたします。</p>
議長	<p>次に日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から 午後5時までとしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>報告案件に入る前に、ご報告があります。</p> <p>2月28日に行われました、運営委員会にて協議した結果について、ご報告いたします。</p> <p>4月より、農業委員へタブレット端末を貸し出すにあたり、運用基準の一部改正を行いましたので、総会終了後、事務局より説明いたします。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>

議長	<p>次に報告第 4 号から第 6 号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、質疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
7 番 齋藤 務	<p>3 月 3 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、廣瀬委員と宮本委員と私、齋藤の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番の農地は、●●●●●●から約 200m 南西に位置する田 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 2 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●から約 300m 北西に位置する畑 4 筆と、約 1 k m 北西に位置する畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。露地野菜を作付けする計画です。</p>

	<p>続きまして番号3番の農地は、●●●●●●から約900m西に位置する畑1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。さつまいもを作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 6 号 3 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
10 番 宮本 康子	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 200m 北に位置する田 3 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。  続きまして番号 2 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 300m 東に位置する畑 1 筆になりま



太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 8 番になります。図面番号 8 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 650m 東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 9 番になります。図面番号 9 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 400m 北西に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 10 番になります。図面番号 10 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 350m 北に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

8 番 廣瀬 栄二

続きまして番号 11 番になります。図面番号 11 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 700m 北西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、駐車場として使用するため、今回の申請に至りました。なお、申請地は 10 年以上前から駐車場として使用していたため、始末書が添付されております。申請人は、現況に合わせて地目を是正したいと考え、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 12 番になります。図面番号 12 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 700m 北西に位置する

畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 13 番になります。図面番号 13 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 650m南西に位置する畑2筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 14 番になります。図面番号 14 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 300m北西に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 15 番になります。図面番号 15 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 450m南西に位置する畑2筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。転用による、周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。

以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議長

これより、議案審議に入ります。  
番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。

・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・



議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますか。   ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 3 番について、ご意見、ご質問等ございますか。   ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号 3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますか。   ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号 4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますか。    ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号 5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 6 番について、ご意見、ご質問等ございますか。    ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号 6 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 6 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 7 番について、ご意見、ご質問等ございますか。    ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 7 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 7 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 8 番について、ご意見、ご質問等ございますか。  ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 8 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 8 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 9 番について、ご意見、ご質問等ございますか。  ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 9 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 9 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 10 番について、ご意見、ご質問等ございますか。  ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号 10 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 10 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 11 番について、ご意見、ご質問等ございますか。    ・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号 11 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 11 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 12 番について、ご意見、ご質問等ございますか。    ・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号 12 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 12 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 13 番について、ご意見、ご質問等ございますか。    ・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号 13 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 13 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 14 番について、ご意見、ご質問等ございますか。    ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号 14 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 14 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 15 番について、ご意見、ご質問等ございますか。    ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。  番号 15 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。  (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 15 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 7 号 15 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>

議長	<p>次に「議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
8 番 廣瀬 栄二	<p>それでは説明します。図面番号 16 番も併せてご覧ください。</p> <p>番号 1 番は、令和 5 年 6 月 29 日付けで農地埋立に伴う 5 条の一時転用許可がされた土地です。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 400m 南西に位置する田 1 筆、畑 9 筆になります。こちらは今回、他法令に準ずる建設残土の確保が出来ず、当初予定していた期間内に造成完了が遅延したため、事業計画変更申請に至りました。詳細については事務局から説明があったとおり、事業計画における工期が今回の変更内容になります。事業計画の変更による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号 1 番について、13 番 福田 美保委員が、議事参与の制限となりますので、会議規則 第 13 条の規定により、退席をお願いします。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。</p> <p>(13 番 福田 美保委員 退席)</p>

議長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
12番 矢口 明之	<p>番号1番に関連がありますので発言させていただきます。</p> <p>1年程前に搬入路の県道53号線から、造成地に行くまでの道路がダンプの出入りが激しく、ぬかるみになってしまい、道路の修復工事をして頂いた経緯がございます。その時に、修復材料の路盤材の中に、陶器類の混じりがあったものなどが投入されていきました。今後、ぬかるみや通行に問題があった場合は、陶器類とかの混じりのない、良質の碎石を投入して頂くよう要望いたします。</p>
事務局	<p>農地法の許可には影響するものではないのですが、道路課に伝えておきます。</p>
12番 矢口 明之	<p>お願いします。</p>
1番 石塚 洋二	<p>広い面積であり、土量も沢山あることなので確認させていただきます。</p> <p>他法令に準じてとあり、残土条例に準じて判断していると思います。</p> <p>土盛りが遅延したという事ですが、全体計画のどの程度完了しているか、進捗状況について伺います。</p>
事務局	<p>申請日現在の進行率については、43.8%と記載があります。</p>
1番 石塚 洋二	<p>ありがとうございました。進行率が43.8%という事ですが、転用期間は1年以内になるのですか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
1番 石塚 洋二	<p>はい、わかりました。</p>
3番 豊崎 静代	<p>先程、石塚委員の質問と似たような質問になるのですが、今の話を聞くと、もう1年転用期間を延ばしてほしいとの申請が出ると思うのですが、いかがですか。</p>

事務局	期間内に終了しなかった場合は、再度、変更申請があると思いません。
3 番 豊崎 静代	ありがとうございます。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	以上、議案第 8 号 1 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	13 番 福田 美保委員の入室を認めます。 ここで、暫時休憩いたします。  (13 番 福田 美保委員 入室)
議長	会議を再開いたします。 次に「議案第 9 号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
8 番 廣瀬 栄二	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 17 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 350m 南西に位置する畑 1 筆になり



	<p>ます。こちらは、49 年以上前から農業用倉庫として使用しており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>続きまして番号 2 番になります。図面番号 18 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約 250m 西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、38 年以上前から宅地の一部として使用しており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
議長	<p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>以上、議案第 9 号 2 件の申請については、許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 はじめに、番号 11-1 番、番号 35-1 番、番号 62-1 番について審議いたします。 3 番 豊崎 静代委員、6 番 井坂 孝雄委員、8 番 廣瀬 栄二委員が、議事参与の制限となりますので、会議規則 第 13 条の規定により、退席をお願いします。 ここで、暫時休憩いたします。  (3 番 豊崎 静代委員、6 番 井坂 孝雄委員、 8 番 廣瀬 栄二委員 退席)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。 番号 11-1 番、番号 35-1 番、番号 62-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。  ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 11-1 番、番号 35-1 番、番号 62-1 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、番号 11-1 番、番号 35-1 番、番号 62-1 番は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>3 番 豊崎 静代委員、6 番 井坂 孝雄委員、8 番 廣瀬 栄二委員の入室を認めます。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。</p> <p>(3 番 豊崎 静代委員、6 番 井坂 孝雄委員、8 番 廣瀬 栄二委員 入室)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>次に、番号 11-1 番、番号 35-1 番、番号 62-1 番を除く案件について、審議いたします。</p> <p>番号 1-1 番から番号 10-2 番、番号 12-1 番から番号 34-1 番、番号 36-1 番から番号 61-1 番、番号 63-1 番から番号 95-1 番について、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
3 番 豊崎 静代	<p>番号 6-1 番なのですが、再設定期間が 3 年になっているのですが、3 年経過後どうされるのかなと思い、中間管理機構で再設定するのか、返却するのか分かりますか。</p>
事務局	<p>次に貸借する場合は、中間管理機構を通してのみですので、継続する場合は中間管理機構を通して行います。</p>
3 番 豊崎 静代	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1-1 番から番号 10-2 番、番号 12-1 番から番号 34-1 番、番号 36-1 番から番号 61-1 番、番号 63-1 番から番号 95-1 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1-1 番から番号 10-2 番、番号 12-1 番から番号 34-1 番、番号 36-1 番から番号 61-1 番、番号 63-1 番から番号 95-1 番は、原案のとおり決定いたしました。</p>

議長	<p>次に「議案第 11 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 11 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 11 号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p>
議長	<p>来月の総会は、4月10日（木）午後2時から予定しております。</p> <p>なお、次回の事前調査員は、井坂 孝雄委員、小倉 達也委員、岡部 正仁委員です。</p> <p>日時は、4月3日（木）午前9時から、霞ヶ浦庁舎小会議室2といたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第 250 回農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>慎重審議、大変ご苦労様でした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 飯田 敬市

署 名 委 員 岡部 正仁

署 名 委 員 矢口 明之